

技能講習修了証における旧姓等の併記について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により労働安全衛生規則に基づく様式が改正され、2022年4月1日から、技能講習修了証の氏名欄に旧姓を使用した氏名及び通称（以下「旧姓等」という）を併記できることとなります。併記を希望される場合は、受講申込書に併記を希望する旧姓等を記入し、以下の書類を添えてお申込みください。

【旧姓等が記載されている以下のいずれかの書類の写し】

- ① 自動車運転免許証（表裏）
- ② 健康保険被保険者証（表裏）
- ③ 住民票または住民票記載事項証明書（マイナンバーが記載されていないもの）
- ④ マイナンバーカード（マイナンバーが記載された裏面は不要）
- ⑤ 戸籍謄本または戸籍抄本

当協会では、技能講習・特別教育・その他の教育において修了証の氏名欄に旧姓等を併記できるようになります。ご不明な点等がありましたらお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

一般社団法人 磐田労働基準協会

TEL：0538-32-2638 FAX：0538-37-3977